

2025年度

定期総会議案集



浦安市職員組合

保育評議会

目 次

議長あいさつ	2
2024年度活動のまとめ	3
2025年度活動計画(案)	4
2025年度役員(案)	5
浦安市職員組合保育評議会規約	6

議長あいさつ

いつも保育評議会にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

梅雨らしい時期もほとんどなく保育士にとっては、体力勝負の長い夏になりそうですね。

みんなで勝ち取った、他市に例を見ない「夏休8日」を上手に使って、リフレッシュしながら乗り越えていきましょう！

あんなに待機児が多かった浦安市も、あっという間に定員に満たない園が出てきています。私達が国や市の動向をしっかりと見極めながら、働く環境を守っていかなければならない時期が目の前に迫ってきているようです。

これからも、保育評議会は皆さんにご協力頂きながら、浦安市の保育士と子ども達の為に微力ながら活動を続けて参りたいと思います。

今年度もよろしくお願ひ致します。

2024年度 活動のまとめ

○親子フェスタ

2024年12月22日(日)WAVE101 大ホールにて、親子フェスタを開催しました。今年
は久しぶりに WAVE101 での開催となりましたが、多くの親子が参加してくれ、大盛況
で終えることができました。若手保育士の活躍もあり、1日中子ども達の声が響き、楽し
かったという声を沢山いただきました。

○スケッチブックシアター研修会

9月25日、3月4日の計3回でてぶくろシアター研修会を開催しました。保育に役立つ
小物を作りながら、交流の場がもてたらと思い、計画をしました。当日は、作業をしな
がら、各園の状況を聞きあったり、保育に関係のない話で盛り上がったりし、参加者か
らも、「楽しかった」「また参加したい」などの声が寄せられました。



○機関紙「ぶらんこ」

227号～230号を発行しました。

2025年度 活動計画(案)

保育に関する社会の状況が変化する中、私たちの仕事は益々難しくな
ってきています。保育評議会は、心身ともに健康で働き続けられる職場を
目指し、労働条件や環境の改善に努めると共に職員の資質向上を図れる
ような活動をしていきたいと思っています。

- ◎ 幹事会は、原則として月1回第2火曜日に開催する。
- ◎ 保育に役立つ研修会、学習会を開催する。
- ◎ 全国、県レベルで行う保育に関わる学習会等への参加をする。
- ◎ 労働条件の改善を目指した活動を行う。
- ◎ 保育士が働く職場の親睦を図る活動を行う。
- ◎ 幼稚園子ども園連絡会との親睦を図る活動を行う。
- ◎ 機関紙「ぶらんこ」の発行を行う。
- ◎ 地域住民との交流を図る活動をする。
- ◎ 保育関係団体との連携と協働を進める。

役 員(案)

議長 末永 ゆず香

副議長 田中 美麗 堀口 裕

事務局長 内山 里枝

常任幹事 藤田 彩乃 宇田川理帆
山崎 芽海 池野 涼蘭
比留間 果那 川島 聡美
五十嵐 雅絵 安藤 瑠菜
石垣 栞奈 伊藤 聖也
竹内 彩乃 上野 未来
大塚 麻以 向後 優希

浦安市職員組合保育評議会規約

(名称)

第1条 この組織は、浦安市職員組合保育評議会(以下「保育評」という。)という。

(事務所)

第2条 保育評の事務所は、浦安市職員組合事務所内に置く。

(目的)

第3条 保育評は、保育園で働く職員の労働条件の維持改善、親睦及び交流並びに子どもの健全な発達のための保育内容の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 保育評は、前条の目的を達成するための事業を行う。

- (1) 労働条件及び労働環境等の改善。
- (2) 保育の質的向上のための学習、調査、研究。
- (3) 連絡と協力及び親睦。
- (4) 文化、スポーツ、レクリエーション等福利厚生の実施。
- (5) その他、この保育評の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第5条 保育評は、浦安市職員の保育士で組織する。

また、相談役として保育士以外の組合員や協力員を置くことができる。

相談役は議長の求めに応じ、保育評議会に対し意見を述べるができる。

第6条 組合員は、保育評に関するすべての問題に関与し、また平等の取り扱いを受ける。

(期間)

第7条 保育評に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第8条 総会は、保育評の最高の議決機関で、すべての組合員をもって構成し、年1回開催する。ただし、幹事会が必要と認めるときは臨時に開く事ができる。

- 2 総会は、議長が招集し、運動方針や予算等保育評の重要な事項について決定する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、保育評の執行機関であり、総会において決定及び委任された事項を執行する。

- 2 幹事会は、議長が必要と認めるとき、議長が招集する。

(役員)

第10条 保育評に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹事 若干名

(役員の仕事)

第11条 役員は、次の業務にあたる。

- (1) 議長は、保育評を代表し、業務を統括する。
- (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、議長を補佐し、業務の執行にあたり、業務を把握するとともに会計業務にあたる。
- (4) 幹事は、幹事会に参画し、業務の執行にあたる。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会において行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、総会から翌年の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第14条 予算は、浦安市職員組合の活動費からの繰入金をもって充てるものとする。

- 2 会計年度は、浦安市職員組合規約に準ずる。

附則

(施行期日)

この規約は、1996年8月6日から施行する。

(附則)

(施行期日)

(浦安市職員組合保育園連絡会規約の廃止)

- 1、浦安市職員組合保育園連絡会規約を廃止する。
- 2、この規約は、2000年7月11日から施行する。